

第 16 回 定例農業委員会議事録

令和 3 年 1 1 月 5 日（金）午後 2 時 0 0 分より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（19名）

| | | |
|----------|----------|-----------|
| 1 河合 稔 | 8 清水 峰幸 | 15 高木 正美 |
| 2 佐竹 静 | 9 林 新太郎 | 16 日比 育緒 |
| 3 棚橋 新一 | 10 國枝 義見 | 17 辻元 政博 |
| 4 岩井 豊太郎 | 11 高橋 滋 | 18 高橋 美和子 |
| 5 森 千尋 | 12 石原 幸一 | 19 廣瀬 悦治 |
| 6 吉田 和郎 | 13 山田 敏治 | |
| 7 傍島 勝美 | 14 吉田 幹夫 | |

欠席委員（0名）

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |

その他の出席者（4名）

| | | |
|---------|-----|--|
| 守屋事務局長 | 森主幹 | |
| 竹中事務局次長 | 堀主幹 | |

議案

議案第 490 号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について

議案第 491 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 492 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 493 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 16 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただ今から、第16回定例農業委員会を始めたいと思います。
本日の議事録署名者に1番 河合委員、19番 廣瀬委員の両名の方
にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方にお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第490号、農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、
を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹

議案第490号 農地の相続税納税猶予制度に係る証明願について、
説明させていただきます。

被相続人が耕作していた農地を、相続人が今後引き続き耕作を行うと
いうことで相続税納税猶予を受けるものです。

提案されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しま
したところ、適正に管理され、今後も引き続き耕作が行われる見込みの
ある方でございますので、ご報告いたします。

1番、田、3筆合わせて、662㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいた
しまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第491号、農地法第3条の規定による許可申請に
ついて、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹

議案第491号 農地法第3条関係申請明細について、説明させて頂
きます。

1件提案されております。農地法第3条第2項各号には該当しないた

め、耕作状況、農機具の保有状況、労働力、技術などを見ても問題なく、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,615㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第492号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第492号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

3件提案されております。

1番、畑、433㎡で、農業用倉庫でございます。農地の区分は、上下水管が埋設されている区域で、近隣に2以上の公益的施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2番、田、0.97㎡で境内地でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

3番、畑、3筆合わせて、281㎡で、農業用倉庫及び進入通路でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第493号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

森主幹 議案第493号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

9件提案されております。

1番、賃貸借権によります、田、3筆合わせて、533㎡で農機具倉庫でございます。農地の区分は、農業振興地域内の農地で、農用地区域内農地です。許可項目は、「農用地利用計画において指定された用途に供する為に行われるもの」に該当します。

2番、使用貸借権によります、田、244㎡で、宅地及び農地への進入路でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

3番、所有権移転によります、田、148㎡で、農家住宅(庭)でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

4番、所有権移転によります、田、171㎡で、建設業資材置場でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

5番、所有権移転によります、畑、田、3筆合わせて、590㎡で、建設業資材置場でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

6番、使用貸借権によります、田、312㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が

連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

3ページをお願いします。

7番、所有権移転によります、田、122㎡で、建設業資材置場でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

8番、所有権移転によります、田、119㎡で、建設業資材置場でございます。農地の区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域の農地であり、第3種農地と判断します。

9番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、164㎡で、一般個人住宅でございます。農地の区分は、上下水管が埋設されている区域で、近隣に2以上の公益的施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第16号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

堀主幹 報告第16号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

農地法第4条関係届出明細については、8件申請されています。

1番、田、2筆合わせて、1.98㎡で、公衆用道路でございます。

2番、田、2筆合わせて、151㎡で、貸資材置場でございます。
3番、畑、320㎡で、一般個人住宅でございます。

4ページをお願いします。

4番、田、2筆合わせて、792㎡で、貸駐車場・車庫でございます。

5番、田、517㎡で、飲食業店舗でございます。

6番、田、393㎡のうち73㎡で、農業用倉庫でございます。

7番、畑、5筆合わせて、526㎡で、共同住宅でございます。

8番、田、538㎡で、貸駐車場でございます。

農地法第5条関係届出明細については、14件申請されています。

9番、所有権移転によります、田、1,087㎡で、共同住宅でございます。

10番、所有権移転によります、田、999㎡で、宅地分譲でございます。

5ページをお願いします。

11番、使用貸借権によります、田、780㎡で、一般個人住宅でございます。

12番、使用貸借権によります、田、330㎡で、一般個人住宅でございます。

13番、所有権移転によります、田、268㎡で、一般個人住宅でございます。

14番、所有権移転によります、田、269㎡で、一般個人住宅でございます。

15番、所有権移転によります、畑、198㎡で、一般個人住宅でございます。

16番、使用貸借権によります、田、313㎡で、一般個人住宅でございます。

6ページをお願いします。

17番、所有権移転によります、田、281㎡で、一般個人住宅でござ

ざいます。

18番、所有権移転によります、畑、25㎡で、宅地分譲でございます。

19番、所有権移転によります、畑、92㎡で、一般個人住宅（庭）でございます。

20番、使用貸借権によります、田、433㎡で、一般個人住宅でございます。

21番、使用貸借権によります、田、376㎡で、共同住宅でございます。

22番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、600㎡で、建売分譲でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、1件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

23番、田、畑、5筆合わせて、2,682㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、13件届出されています。

7ページをお願いします。

24番、田、297㎡でございます。

25番、畑、田、8筆合わせて、4,297.56㎡でございます。

26番、田、315㎡でございます。

27番、田、1,000㎡でございます。

28番、畑、田、8筆合わせて、6,701㎡でございます。

8 ページをお願いします

29番、田、畑、10筆合わせて、4,855㎡でございます。

30番、田、畑、11筆合わせて、7,286.61㎡でございます。

9 ページをお願いします

31番、田、畑、21筆合わせて、9,390㎡でございます。

10 ページをお願いします

32番、田、10筆合わせて、8,920㎡でございます。

33番、田、242㎡でございます。

34番、田、92㎡でございます。

35番、田、畑、2筆合わせて、369㎡でございます。

36番、田、423㎡でございます。

続きまして、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、説明させていただきます。

11 ページをお願いします。

農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断については、5件ございます。

R3.4.1付け、2経営第3505号により、農林水産省から「非農地判断の徹底について」の通達がありました。

内容につきましては、森林の様相を呈しているなど、「再生利用が困難な農地」である場合には、非農地判断をして農地台帳から除外するよう指導されているものです。

これに基づき、農地法第30条第1項に規定する利用状況調査により、次の農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたので、ご報告させていただきます。

37番、現況、山林、974㎡でございます。

38番、現況、山林、66㎡でございます。

39番、現況、山林、26, 342.77㎡でございます。

13ページをお願いします

40番、現況、山林、48, 476.51㎡でございます。

18ページをお願いします

41番、現況、山林、25, 611.83㎡でございます。

これら該当地は、山林の様相を呈しており、既に農地性が失われていると判断しました。

非農地判断しました農地について、本委員会にて報告するとともに、当該農地の所有者及び関係機関に対して通知を行います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

日比委員 　ただ今の、事務局の説明に対して補足します。

37番、39番、41番、の事案につきましては、それぞれ、令和3年10月22日、9月25日及び10月16日に、私と、谷川農地利用最適化推進委員及び事務局が現地へ赴き、現地が山林原野であることを確認し、農地に該当しないと判断しました。

辻元委員 　38番、40の事案につきましては、それぞれ、令和3年10月22日及び10月2日に、私と、江口農地利用最適化推進委員及び事務局が現地へ赴き、現地が山林原野であることを確認し、農地に該当しないと判断しました。

議長 　ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これをもって、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

午後2時25分開会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和3年11月5日

議長

石井豊太郎

議事録署名者

河合 稔

議事録署名者

廣瀬 悦治